

議を重ねたるが不幸にして今宮町と當町との意見に扞格を生じ、懸案遂に協定點に達せずして決裂を見るに至り計畫は遂に畫餅に歸せり。然れども時恰も堺市が參拾六萬圓の費用を投じて大阪市との間に十八時の水道鐵管を敷設するの計畫決定したるを以て、當町は直ちに堺市に交渉したる結果、阿部野線の北島より直接鐵管を敷きて當町に給水することに協定成立し、既に町會の承認を経たり、此の計畫實施完了せば、今宮町との協約案の條件よりも頗る有利にして、約半額を支辨せば、足るを以て同町との協定決裂より生ずる損失を償ふて尙綽々餘りあるものと謂ふべし。

病院

傳染病患者の收容に充つる病舎は元當町字岸山町有地を劃し今宮町、粉濱村、津守村に當町を加へて四箇町村協同經營の下に患者を收容し來りしが、各町村の發展に伴ひ收容患者の激増を來したるに、且在來の病舎建築の舊式にして設備不整頓なるより夙に改築の議あり、仍て關係町村協定の上敷地を今の津守村小雛島に相

し資金六萬壹千圓(大正九年二月起工同年六月五日落成)を投じて建築を爲し、斯種町村の設備としては理想に近きものを竣成するを得たり。而して毎年之れに要する維持費は組合會議を経て其の費額を分擔することゝ定めたるが、試みに大正十二年度當町の分擔額を擧ぐれば即ち金貳千九百九拾七圓なり、尙同病院は從來當町内に存在したりし關係に依り、現在の處に移轉したる後と雖も、依然當町長に於いて之れを専任管理することゝなれり。

衛生組合

當町に於いては全町を通して現に一箇の衛生組合あるのみ、而も衛生法規に依る組合機關として組長及評議員若干名ありて、組長には歴代の町長之れに任じ、評議員のみ選出するを例とせり。蓋し比年戸口増大に伴ひ平時及び非常時を通じて此の組合事業は益々繁激を加へつゝ、あれども事業は着々整頓し、未だ曾て町内に怨嗟の聲を聽かず、而も此の種の事業の一日も忽諸に附すべからざるを認め、町として常に事業の奨励に努むる一面動もすれば經費の不足を生じ、爲めに事業に支障

有功章特別社員

一名

特別社員

一名

赤十字社員

終身正社員

百三十九名

普通正社員

百三十九名

玉出町軍人後援會

當町出身者にして現役を在郷を問はず軍人をして後顧の憂なからしめ且其武勇を大いに發揮せしめん爲め相當の後援を爲し併せて一般の献身的精神を保持し尙武思想を涵養して國民皆兵の精神を擴充せしめんとを目的として設立したる玉出町軍人後援會は如上の目的を達成せんため一毎年一回戦病死者の祭典を行ふこと一癩兵及戦病死者遺族の優遇を計ること一軍人にして傷痍疾病に罹り又は災害に罹りたるるとき現役兵家族にして救護を要するものあるとき軍人たりし者の寡婦孤兒にして救護を要するものあるとき其救護を爲すこと其他數項の適切なる事業を行ふこととし創立以來既に二十年に及べるが之れが會長副會長

は當時の町長助役を以て之れに充て評議員若干名は會長之れを推薦する規定なり、

玉出招魂祭

毎年四月三日玉出第一尋常小學校運動場に設置せる「忠勇報國軍人紀念碑」の下に祭壇を築き神職を招き神饌を供進し嚴肅に祭典を執行するを例とせるが式典は齋主の祭文に次で祭典長、聯隊區司令官、在郷軍人分會長の式辭朗讀あり、參列者は在郷軍人名譽職員、町有志者、學校長、教職員の率ゐる學童數百名等にして式後は終日素人相撲競技等の餘興を公開し盛大に行はる。

第十二章 交通

(1) 道路

國府郡、町道の四種に分れたる道路は大正十二年郡制廢止により郡道の一部は府道に其の一部は町道に編入せられたるを以て今は我町内に在る道路は三線と

なれり、而して國道は南海鐵道阪堺線宮の下以南粉濱村境界に至る紀州街道筋一線、府道は玉出町字千本通東西線當町より今宮町に通ずる勝間街道線十三間川東岸南北線及玉出停留場以東紀州街道に至る加賀屋線の四線にして此の府道延長一里二丁十五間一分あり、又町道は總延長八里三町二十間七分あり、町道は道路二間乃至一間弱の幅員に過ぎざれば自働車の通行に適する箇所比較的少なく従つて運輸上遺憾の點少なからず、這は往年一部の有志者に於て耕地整理を唱へられしもの一朝蹉躓を來したるより生じたる結果にして今日に至り益遺憾の叫びを高くせる所以とす(第 頁参照)

(口) 橋 梁

十三間川に架せるもの最大にして其他は町内を横流せる沓川に架せる小橋を數ふるに過ぎず、而して橋梁の總數は凡て六十二箇にして此の延長は六十二間六分七厘なり

(八) 十 三 間 川

南は堺市より東成郡敷津村、西成郡粉濱村を経て大阪市に通ずる河川にして水深淺く水面の廣き所もやうやく六七間狭き所は三間に充たず、之れが爲めに目下は到底大量の貨物を運輸するに適せず、本川は曾て關係市町村に於て改修の議を唱へられしことあるも其費額巨大に上り而も收支相償はざるものあるに鑑み遂に今日の儘に放任することゝなれり、斯かる有様なれば現在に於ては纔に小貨物の運漕及附近田畑の灌漑に供せらるゝに過ぎず。

十三間川は元祿十一年(二百二十六年以前)の開鑿に係るものにして有名なる治水家河村瑞軒の設計に成れるものなりと傳ふ、本川は一名之れを新堀と稱し舊記には長四十四町幅十三間とあるも今は埋もれて僅かに運河の痕跡を止むるのみ、開鑿當時は勿論其の以後も毎年三月三日には大阪の遊客盛んに樓船を泛べて住吉濱に來り汐干狩を催ふせし由なるが今の有様を見ては何人も今昔の感に堪ゑざるべし。

(二) 電 氣 鐵 道

南海鐵道株式會社の南海線並に阪堺線は孰れも當町を縦貫して運輸並に乗客の往來に至大の便利を與へ居れるが此の外に又同社の高野線あり、停留所は南海線の岸之里、玉出、阪堺線の宮の下、勝間、高野線の阿倍野の停留所あり、聞く所によれば南海鐵道會社に於ては貨客輻輳の現狀に鑑み昨年來高野線汐見橋、我孫子間を複線に、又南海線難波、佐野間を複々線となすべく施工計畫中なりとされれば其の竣工の曉には一層沿線の町村は運輸上の利便を得べく我玉出町の如きも一層發展の機運を増進するに至るべし。

鐵道の事を叙するに際し必ず一言を加ふべきものあり、何ぞ、曰く玉出、岸の里の兩驛に關する事實之れなり、元來玉出驛は南海鐵道が自發的に設置したるに非ずして全く當町の要望甚だ切なりし爲め同會社之れに應じたるに外ならず、同驛の設置されたるは明治三十九年にして驛の敷地八百四十坪は實に町の寄附に係るものなりき、斯くして町は少なからざる犠牲を拂ひしが同驛の設置は正しく町の發展の原因の一となり、町民は交通上甚大の利便を得たるのみならず、更に鐵道會社より町に納附する諸税の毎年相當の額に上りたる如きは蓋し町に利する所決し

て鮮少なからざるものあり、岸の里亦之れが設置を以て町の北部發展上大必要の事なりとし、町は土肥喜右衛門氏を委員長とし、松井宇吉、澤田賢次、加納定次郎、狩野伊兵衛、山田茂兵衛の諸氏を委員に舉げ驛設置の件を南海鐵道會社と交渉し、尙附近の地主を勧誘し六千餘圓を得て會社に寄附し以て其の設置を促進せり、今や同驛は南海鐵道と高野登山鐵道の合併により頗る重要な地點となれるを以て右の委員諸氏の畫策は今日に至りて甚大の効果を奏するに至りたり。

第十三章 通信

玉出町に於ける郵便電信の集配は天下茶屋郵便局の所管に係り、現時は町内に無集配三等郵便局の設置に止まるも、昔年ならず集配事務を開始するの運びに至るべしと仄聞す、而して通信事務は日々繁激を加ふるの狀態にして、而も現在の局舎狹隘事務不便を免れざるより先頃來新築中なりしが、此程漸く落成したるに依り、移轉の上通信事務に一段の進捗を謀れり。

| | | |
|---------|----------|----------|
| 器具置場修繕費 | 二〇、〇〇 | 二〇、〇〇 |
| 警鐘臺修繕費 | 〇 | 二一〇、〇〇 |
| 合 計 | 二、二七二、〇〇 | 二、九九一、〇〇 |
| | | 二、七九四、〇〇 |

備考 當町消防組詰所は町役場内にあり目下常備員二名交替勤務に服せり、警鐘臺は三ヶ所ありて岸の里停留所前役場内、及長源寺境内に配置す。

常備消防の完成

町の發展に鑑み在來の消防組織にては不完全なるを以て大正十三年度よりは一
部は寄附金を以て一部は町費を以て壹萬參四千圓の優秀なる自動車唧筒一臺及
附屬品を購入し之れを運用する爲め運轉手二名消防手六名を配置する事に決定
し約六千四百圓の經常費を増額せり。

第十五章 社會事業

歐洲戰亂の影響を受け物價は騰貴に次ぐに騰貴を以てし駭々たる奔馬の勢を以

て遂に底止する所を知らず殊に我國の如きは國民の生活上一日も缺くべからざ
る米の市價は大爆發の勢を以て暴騰したる結果大正七年八月富山縣下滑川町に
突發したる米騒動を導火線とし遂に各所に忌はしき米騒動を起したり。當時大阪
に於ては人心不安の傾向ありしに鑑み府當局は深く注意する所あり然るに八月
十一日午後國民黨の有志等に依つて開かれたる天王寺公會堂の米價問題演說會
は恰も薪に注ぐに油を以てする如き危険の形勢を誘致し同夜七時頃今宮町に於
ては十數名の暴漢町の米穀商天正外一戸に殺到し表戸を破壊する等茲に暴動の
端を開き次いで南區日本橋三丁目に於て焼討を爲し更に十六七日頃晩刻には東
成郡長居村に於ても村長宅を焼討したるため軍隊の出動を見るに至れる等南大
阪の郊外は戰々競々として措く所を知らざるの状態となれり従つて我玉出町も
亦在郷軍人の總動員を行ひ一面警固を嚴にすると共に他面直ちに寄附金を募集
し之れによりて白米四百俵を積み重ねて米の廉賣を開始したり。爾後人心漸く堵
に安んずるに至り、計算を逸したる廉賣の到底永續すべきものに非ざること、想
到し且上下の階級を通じて利益に均霑せしむる必要上當時廉價資金として募集

第十六章 名所舊蹟

其一 神社

生根神社

生根神社は玉出町全町の氏神社にして東成郡住吉村生根神社郷社の分社なり住吉の生根神社は以前住吉神社の攝社たりしが明治に至りて分離して郷社に列せられたり〔攝津誌〕には「生根神社の在所詳かならず或は住吉村にありて今奥天神と稱せりと云ふ西成郡勝間今在家中在家と共に祭祀に預る〔原文漢文〕又〔攝陽群談〕には天神社なる掲題の下に同所住吉住吉社廻廊の北にあり所祭菅丞相道眞公也世に奥天神と號す」と記せるのみ斯くの如く徳川幕府時代の中葉には生根神社が何處にありや又祭神は何なりやも確知せざりしものゝ如しされど生根神社は延喜式にも明記されたる所謂式内大社にして何れの時代より祭祀されたるかは詳ならざるも祭神は即ち少彦名命にして境内には別に菅原道眞公を祭れり世之れを

呼んで奥天神と稱す舊記に依ると菅公を合祀せるは文明十四年十二月二十四日を以てせりと大阪府全誌には之れを解説して。

生根神社

は大海社の北なる字奥天神にあり延喜式内の神社にして少彦命

を祀れり文明十四年十二月廿四日天満宮を社地に祀り紅梅殿と稱せしより奥の天神の名あり奥の字を冠するは大海社の奥にあるより起りし稱ならんもと住吉神社の攝社となり神宮寺の僧奉仕し來りしが明治五年十月離れて獨立し同年郷社に列し同四十年一月神饌幣帛供進社に指定せらる云々

と其の要を擧げり文明十四年は御土御門天皇の御宇足利義尙の時代にして紀元二千二百九十七年即ち今より正に二百八十六年前の事なりき菅公の太宰府へ西下し給ひしは醍醐天皇の御宇延喜元年即ち紀元一千五百六十一年にして薨じ給ひしは同二年(紀元一千五百六十二年)の二月なり又本官(右大臣)を復して正二位を贈られ給ひしは延長元年(紀元一千五百八十三年)にして正一位左大臣を贈られ次で又太政大臣を贈られ給ひしは正暦四年(紀元千六百五十二年)なり公の太宰府に薨せらるゝや墳墓に一字を建てたるに天曆中(天曆元年は紀元千六百七十七年)神託に

勳 八 等
 村 長 金 森 武 右 衛 門
 銀 盃 收入役 土 肥 喜 右 衛 門
 銀 盃 兵事戶籍主任 内 藤 紋 之 助

玉出町役場吏員定員表

| 職 別 | 明 治 正 大 | | | | | | | | | |
|-------|---------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| | 廿三年度 | 廿四年度 | 廿五年度 | 廿六年度 | 廿七年度 | 廿八年度 | 廿九年度 | 三十年度 | 三十一年度 | 三十二年度 |
| 町 長 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 助 役 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 收 入 役 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 書 記 | 三 | 三 | 四 | 五 | 九 | 九 | 一〇 | 一三 | 一三 | 一四 |
| 技 手 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 |
| 書 記 補 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 雇 用 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 臨 時 雇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 合 計 | 六 | 七 | 八 | 一一 | 一五 | 一七 | 一七 | 二二 | 二三 | 二五 |

備 考

一、大正四年度に於て著しく増加せるは全年十一月町制を施行せると本町上水道敷設の初年に當りたるに依り斯く定員を増すに至りたる所以なり
 一、明治四十三年三月村條町例を改正し助役の定數を増加し明治四十三年度以降名譽職助役を二名と爲せり

第十九章 官公衙

玉出町役場

玉出町役場は玉出町字中通五八七ノ四に在り、當町は元勝間村と稱し町村制實施前は戸數僅かに八百戸に過ぎず従つて戸長役場には戸長、用係の外僅々兩三名の吏員あるに過ぎざりしが村の發展に伴ひ漸次吏員を増加し町村制實施後は村長助役、收入役外五六名の吏員を算するに至れり。當役場は以前當町本通の私設聯合市場内に在りしが明治四十三年八月村會に諮り其の決議を経て現在の地所を卜し木造二階建(此坪數二十坪七合五勺)新築し同四十四年一月六日茲に移轉せり、爾

來廳舎の狹隘を告ぐるに従ひ漸次増築し現今は建坪六十五坪となれり、而も構造粗笨にして時代に適せず且吏員の増加等により最近一層狹隘を感ずるに至りたるを以て當局に於ても改築の急要を認め目下新たに計畫中なれば今後一兩年中には新廳舎の建築を見るに至るべし。

玉出郵便局

指定三等郵便局にして設置場所は當町本通にあり、局長は和氣豊次郎氏にして以前當町の名譽職を帯び町内屈指の名望家たり、因に郵便電信集配事務は目下尙天下茶屋郵便局の所管に屬し居るも向後其年ならず粉濱村を併せて集配局に昇格せらるゝ筈なりといふ。

巡查派出所

今宮警察署の所管に屬し現に玉出驛前一箇所本通四丁目長崎橋東詰一箇所千本通二丁目一箇所合計三箇所設置せらる。

第二十章 將來の施設

近時驚くべき急速の歩調を以て膨脹發展せる當町は近き將來に於いて幾多の新施設を要すること勿論にして而も計畫の種類亦多岐に亘るを免れず、就中左に掲ぐる數項の施設は既に町議に上れるものあり又將に當局の計畫として其の具体的出現を見んとするものあり、仍て今次第を追ふて將來の施設に關する事項の一を叙せん。

一、學校及公設市場の増設

(1) 小學校の増設

現在の小學校は玉出町中通に第一尋常小學校、千本通三丁目に第二尋常小學校、千本通五丁目に第三尋常高等小學校合計三箇所あり、學級數五十、收容兒童約二千六百、人、而も尙一、二學年生には二部教授を施して漸く現状を維持するの狀態にして教室數に不足を訴ふるの聲高く早晚之れを緩和せざるべからざる形勢に在り此の

言明せる如く愈よ十三年度より着手するものとするも市は道路及下水道に關し其の中心地域内の施設を先にし漸次周圍部に及ぼすに至るは必然免れざる所なるべし。従つて我玉出町が舊來の面目を革むるは大阪都市計畫實施着手の時期より四五年の後にあるべしと察せらる。尙今後の負擔如何に就ては編入町村の最も多く考慮する所なるも大阪市の現状と當町負擔の狀況とを對照考慮するときには全体を通して負擔の輕減を見るは明かなるべく教育費問題の如きも未だ學制の統一を見る能はずと雖も結局家屋税によりて物件費のみを負擔するに至るべきを以て編入の結果課税現在よりも輕減せらるべきと亦自明の理と謂ふべし。然れども一面大阪市の現状を見るときは全市を六十有餘の學區に別ちて未だ學制統一の實現期に到達せず而して之れが爲めに舊市と新市とは劃然對立し其の負擔の不均衡は靚面小學校の施設に現はれ中央區域の校舍は宏壯にして輪奐の美を極むるに拘はらず周圍部の校舍に至つては一見非常の遜色を示すの事實あり斯くの如きは編入町村の甚だ不快に堪わざる所なること固より言を俟たず聞く所によれば大阪市に於ても此の點に顧る所あり編入町村に於ける教育事業の缺陷

に對しては相當補充の途を講ずべく考慮しつゝありと是れ編入町村の深く要望する所にして吾人も亦此の要望の快く容れられんことを切に祈りて已ます。之れを要するに都市計畫事業の實行に伴ひ編入地區に於いては必ず諸種の新らしき利害問題を生ずべしと思惟せらるゝが之れが解決は必ず選出議員並に有志の努力に俟たざる可からず而も都市計畫の實施期は目前に在り乃ち此の際に於いて町民諸君の此の問題を忽諸に附せざらんことを望むは決して無用に非ざるべしと信ず。

餘 錄

玉出町大字名改稱及區域變更

當町には從來十有餘の俗稱小字名ありたれども之れとても纔に一部土着民の頭腦に潜在せるのみにして一般人には殆んど顧みられずして全町唯一の地番を呼べるに過ぎず。而も比年増加せる移住者並に外來者が目的の番地を搜索するは固より至難の事にして不便を慇ふる聲益々高きに至りたるを以て町當局に於ても

夙に實際上整理の必要を認め審かに實地踏査を遂げ一昨秋愈よ町會に提案し町會の決議を以て臨時委員を設け更に調査に着手することとなり案成るや大正十二年四月の町會に於いて可決確定したり然れども之れが施行に際しては萬遺算なきを期するため尙暫らく其實施を留保することとなしたりしが其の後半歳を経て同年十月再度町議を経て目下其筋に許可稟請中なり仍て茲には右稟請中の改稱大字名を掲げて參考に供す。

玉出町新町字名一覽

一、新町字名

- 辰巳通 一丁目、二丁目、三丁目（舊字辰巳南浦東浦の一部）
- 姫松通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（舊字東浦、辰巳、玉出、南浦、長尾の一部）
- 本町通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（舊字東浦、中通、大江、玉出の一部）
- 仲町通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（舊字中通大江、長尾、東浦、長浦の一部及中島）
- 新町通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目（舊字東浦長山中通大江

長尾の一部

- 勝浦通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（舊字田ノ川、戌亥の一部）
- 田端通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目（舊字中通田ノ川戌亥の一部）
- 三濱通 一丁目、二丁目、三丁目（舊字北濱田、南濱田、田ノ川、三反田の一部）
- 南海通 一丁目、二丁目、三丁目（舊字東濱田、北濱田、南濱田、長山の一部）
- 千本通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目（舊字東濱田、北濱田、三反田、田ノ川、戌亥、水盡、南關屋の一部）
- 北濱通 （舊字東濱田、北濱田の一部）
- 新開通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（舊字南關屋、水盡、潮路、三ッ辻の一部）
- 大正通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（舊字北關屋、潮路、三ッ辻の一部）
- 明治通 一丁目、二丁目（舊字三ッ辻、北關屋の一部藻苅屋）
- 有樂通 （舊字東濱田の一部）
- 松原通 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（舊字東濱田、南濱田、中島、長山の一部）
- 岸松通 一丁目、二丁目（舊字中島、長山の一部及山ノ測、岸山一圓）

天下茶屋

天下茶屋は目下玉出、今宮、天王寺の二町一村の接觸地點一帯を稱するものなるが其の天王寺村に屬する天下茶屋は以前勝間新家と稱して勝間村に屬したるを天明寛政の頃東成郡天王寺村領に移したる由なり、天下茶屋は天正中豊太閤が堺住吉に往來の時千利休の勧めにより武野紹鷗の遺蹟に在る林泉に茶を汲みたるより其の休憩所を殿下茶屋と呼び後之れを天下茶屋と稱するに至りたりと傳ふ、武野紹鷗は泉州堺の人京都に上りて茶道の蘊奥を研究し兼ねて禪を學び和歌を詠じ風月を友としたりしを右大臣藤原公頼のために仕官し從五位下因幡守となりたるが後仕を辭し堺に歸りて茶道を以て世を送り業を千利休に傳へたり、紹鷗は天下茶屋の幽邃なる森林に湧く泉水を非常に愛し鬱蒼たる林間に茶室を營み堺より往來して風流を味ひし由なるが今の天神の森と云へるは以前紹鷗の杜と稱し天満社内のお樟は今尙其の當時の歴史を物語るに似たり。

大正十三年三月三十日印刷
大正十三年四月五日發行

【非賣品】

編輯者兼
發行

大阪府西成郡玉出町役場

印刷者

岸上富喜太

大阪市北區曾根崎新地三丁目五十二番地

電話北二七三五番

不許
複製

印刷所

岸上印刷所

大阪市北區曾根崎新地三丁目五十二番地

電話北八七二番

發行所

大阪府西成郡玉出町役場